

1. 経済的支援

- ・修士課程においては、卓越 RA（リサーチ・アシスタント）に委嘱し、報酬として月額 8 万円を 7 ヶ月（M2 の 9 月から 3 月）支給する。
- ・博士課程においては、奨励金として、月額 18 万円を 36 か月（D1 の 4 月から D3 の 3 月）支給する。なお、日本学術振興会特別研究員（DC1・DC2）に採用された場合は、プログラム生を継続することはできるが支給打ち切り。

2. 報酬・奨励金の支給

- ・報酬は『卓越リサーチ・アシスタント研究業務委嘱通知書』に示した方法で、原則翌月 17 日に支給する。但し、その日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌営業日となる。振込先は日本国内の銀行又は信用金庫に限る。振込先口座名は、必ず本人名義とすること。
- ・研究業務単価（月額）は、給与所得の取扱いとなるため、源泉徴収した額を支給する。
- ・研究業務の進捗状況や態様に問題がある場合については、委嘱期間の途中で委嘱内容の変更又は委嘱の中止を行う場合も有る。
- ・奨励金は、銀行振込により原則毎月 25 日に支給する。但し、その日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌営業日となる。振込先は日本国内の銀行又は信用金庫に限る。振込先口座名は、必ず本人名義とすること。
- ・奨励金は、「雑所得」扱いとなるため、受給者は毎年確定申告を行うこと。

3. 奨励金受給者は応募資格がある場合、毎年日本学術振興会特別研究員（DC2）に応募すること。

4. アルバイト等による報酬受給

- ・プログラムに対する専念義務が生じるため、アルバイト等は原則不可とするが、次の事項を全て満たす場合に限り、当該業務による報酬の受給を例外的に認める。
 - ①本プログラムの研究課題の研究遂行に支障が生じないこと。
 - ②本プログラムの研究課題の研究遂行に資する職であること。
 - ③将来大学等の教員・研究者等になるためのトレーニングの機会となる職であること。
 - ④常勤職及びそれに準ずる職ではないこと。
 - ⑤研究指導者が上記①～④に該当すると認めていること。
- ・報酬受給額の上限は月額 8 万円とする。これは、学振 DC において、月額 8.8 万円以上の報酬を受給すると社会保険の加入要件に照らして「常勤職」と見なされることに依拠する。なお、WINGS では卓越 RA の月額単価が 1 万円を単位としているため、端数を切り捨てて 8 万円を上限としている。
- ・勤務時間数の上限は設けないが、プログラムの研究遂行に支障の無い範囲内とする。
- ・アルバイト等により報酬を受給する予定のプログラム生は、当該アルバイト等開始予定日の 1 週間前までに「WINGS-CER プログラム生 報酬受給届」（所定様式）を学生支援チーム（国際卓越大学院担当）窓口提出する。

5. 奨学金・フェローシップ等の受給

- 学振 DC においては、日本学生支援機構奨学金（貸与型）や民間奨学金（給付型・貸与型）、その他同種のフェローシップ等、一切の資金援助を受けることができない。また、外国人留学生は、日本政府（文部科学省）奨学金、JASSO の学習奨励費又は母国の奨学金等を受けることができない。
- WINGS においては、日本学生支援機構奨学金（貸与型）及び外国人留学生の日本政府（文部科学省）奨学金、JASSO の学習奨励費又は母国の奨学金は受給不可であるが、民間奨学金（給付型・貸与型）については支援総額の上限を超えない範囲で受給が可能である。
- 修士課程においては支援総額の上限が 18 万円（博士標準を超えない額に設定）であるため、卓越 RA の報酬が 8 万円の本研究科の場合、民間奨学金は 10 万円まで受給可能。また、博士課程においては、支援総額の上限が、学振 DC に準じて 28 万円であるため、WINGS の奨励金が 18 万円の本研究科の場合、民間奨学金は修士課程と同じく 10 万円まで受給可能。

6. インターンシップへの参加について

- 雇用契約に基づくインターンシップについては、以下に該当する場合に限り参加を認める。(学振 DC の基準に準拠)
 - ①インターンシップの内容が研究課題の遂行に資する研究トレーニングになるものであり、かつ、研究課題の遂行に支障が生じないものであること。
 - ②当該インターンシップが①に該当することを研究指導者が承諾すること。
 - ③参加期間が、原則として採用期間中において通算して 6 ヶ月以内であること。
- インターンシップに参加を希望する者は、以下の書類を、インターンシップ参加予定日の 1 ヶ月前までに学生支援チーム（国際卓越大学院担当）窓口提出する。
 - ①WINGS-CER プログラム生 インターンシップ参加願（所定様式）
 - ②WINGS-CER プログラム生 インターンシップ参加計画書（所定様式）
 - ③インターンシップの内容について、詳細が分かる書類等（募集要項等）
 - ④雇用契約書の写し又はこれに相当する書類（様式任意）
- インターンシップへの参加の可否については、WINGS-CER 運営委員会において審議の上、決定する。